

林先生担当2018年後期再チャレ第2、3回

使用教材：

2018年辰巳法律研究所スタンダード答練民事系第1問、第2問

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点
后スナード第1回				

第1設問1

1. Aは、所有権（民法（以下民法）206条）に基づく返還請求権としての引渡請求権を行使して、本件機械の引渡しをDに請求する。
Aは、平成27年当時7月1日に本件機械を所有しており、Dは現在同機械を占有している。

2. Dとしては、同年7月10日にCがBより本件機械を買受けたことと主張し、所有権喪失抗弁を主張することができるとする。

(1) 確かに、無権利者からの譲り受けであっても、「取引行為により、」平穩、公然、善意、無過失で「動産から占有移転した場合」は、即時取得（192条）が認められる。~~即時取得は権利の移転を要する~~

(2) Bは窃盗犯であり、本件機械は盗まれたものであるから、Cは無権利者からの譲り受けである。即時取得の成立については、Cは、Bが本件機械の所有者であると信じたことについて過失があった。よって、無過失とはいえないから、即時取得は認められず、上記抗弁は成立しない。

3. Dは、自己の即時取得を主張できないから、本件機械を（盗品と認め）Dは、Cより売買契約という取引行為により、無過失で譲り受け、なお、平穩、公然、善意、無過失については推定され、これを要する事情はない。よって、即時取得が認められる。

4. これに対して、Aは、盗品であることと主張し、193条による回復請求権を行使できる。
本件では、目的物は盗品であるが、盗まれたのは同年7月1日で、現在は同年9月1日であるから、「盗難等」の時から2年間以内である。よって、193条による回復請求が認められようである。

1 ページ

5. それに対して、Dは、Cが善意で買受けたこと、Cに払った代価を弁償するまでは、引渡さないとの拒否がなされる。

(1) 194条には、「その物と同種の物を販賣する商人から善意で買受けたとき」とは、被害者は、占有者が支払った代価を支弁しなかつた限り、回復できなと規定されている。この「代価」について、支払わなければならないとする趣旨は、市場や商人から買受けた者は、その物が盗品であることを知らないことが多く、そのような取引で盗品だった場合には無償で被害者に物を引渡さなければならなるとすると、取引の安全を要することになることにある。そうだとすれば、善意の者が物を回復しようとは、なぜかともその者が取引に入る前の状況、すなわち、時ではなく、案文より、「支払った代価」を支弁しなければならぬ。

(2) 本件では、Dは、農業用の機械を扱う商人Cより、農業用機械を、Cがそれを所有するとして、40万円を支払って、同種の物を販賣する商人から善意で買受けているから、40万円を支払ったければ、本件機械の引渡しをAは請求できない。

6. 以上より、Aは、40万円を支払うのと引き換えに、回復請求をする。

第2設問2

1. (1) 不当利得返還請求権（703条）は、「相手方が利益を受け、情事無き者が損失を受けており、その間には因果関係が認められ、それが法律上の原因に基づかないものである」と認められる。

（注）「利益」とは、相手方が得たものをいい、それは、客観的に判断し、実質的な利得についてみるものではない。

※解答は左ページから書き始めてください。

(2) 本件において、Eは、仮論①として、80万円をBに支払っているとして主張する。もっとも、BとEとの間の取引は、Aとの関係では債権移転の対価である以上、対抗できない。そこで、ここでは、実質的には40万円しか利得していないとしても、それを元金とするべきである。したがって、仮論②を主張する。7年間の時価は100万円であるから、120万円全額の返還は認められないとの主張がある。これについて、確かに、Eは120万円をBに売却している。もっとも、Eが得た利益を客観的にみると、本件7年間の本件所有権において、その代価としては、市場価格と認められ、それが売却額が市場価格を上回っていたとしても、それはEの努力によるものであって、それを請求できるとすると過剰である。よって、利益は本件7年間の市場価格である100万円である。

よって、Aは、本件7年を失っているから損失がある。

また、上記利益と損失の間には、Aが本件7年間の所有権を失い、これによって、Eが本件7年間の利得を得ているという因果関係が認められる。

したがって、A・E間には何ら法律関係がなく、法律上の原因がないといえる。

2. 以上より、Aの請求は100万円の限度で認められる。

第3設問3

1. 借主は、貸借人（目的物）に必要な修繕を行う義務を負っており（606条1項）、それを借主が支払った場合、直ちに償還請求ができ

る（608条1項）。

(1) 必要費とは、目的物の通常使用の際に支出すべき費用である。

(2) 本件では、甲土地の賃借人であるA・G間で賃貸借（601条）がなれ、甲土地の同様の下（612条1項）にAがCに2建物に付随する権利（87条2項）として移転している。Cは、甲の賃借人である。したがって、A・G間の契約の際、Aは、修繕義務を自己が負う旨合意している。そこで、CはAに対して、必要費償還請求ができていない。

この点、上記の賃借権の移転は、権利の譲渡に留まり、賃借人としての地位の移転である。そうだとすると、元の賃貸借契約で賃借人が負う修繕義務は、賃借人はそのまま承継する。

本件では、2建物の売買において、賃借人の地位の移転が行われており、修繕義務もCに移転している。

(3) よって、Cは、607条1項による請求はできない。

2. 次に、専断権ある目的物を移転したとして、570条による瑕疵担保責任（570条、561条1項、559条）に基づいて損害賠償請求がなされるとはできない。

(1) 上記は、瑕疵担保責任がある場合には、瑕疵賠償請求を要することである。契約は、当事者間の意思の合致によってなされるものである。その目的物は、当事者の意思が尊重される。したがって、当事者が定めた品質が等しくなっている場合には、履行はできないといえる。最も、履行が一応行われ、引渡しはなされた後に瑕疵を指摘した場合には、同年による請求を行わせることで、売主の保護を図ったものである。よって、「瑕疵」という文には特に意味

5 ページ

裏面へ

7 ページ

8 ページ

第 問

設問1

第1 申社の株主であり、株主第(会社法(以下法令を略)831条項
社第、828条2項1号第1号(第2書)であるX1、X2(以下、Y3、Y4)は、
本件各決議に伴、以下に述べる内容の決議方法の法令違反(第831条
1項1号)があるY17、決議取消しを主張することが考えられる。

1. 說明義務(3/4乘)違反

(1) Xは、本件各同登の内容は314条に定める取締役等の説明義務を尽くしたと主張するとして、314条違反を主張することができず。

314条は、必要説明を怠る義務を取締役等に課している。また、314条は、説明義務の裏返しとして株主の質問権を定めたものである。そして、この質問権は、総会において行使されるものであり、総会決議(301条)を有効かつ適切に行うために株主に与えられた権利である。つまり、この314条は、株主全体の利益のために定められたものである。必要説明を行なったかどうか、すなわち説明義務違反があるかは、その総会に出席した株主によって質問に対する答えによって十分に判断可能である。その際には、株主が既に得ている情報も考慮して判断される。

(2) 本件国策④に7112

本件回答では、平成30年6月11日から同月25日までの間にあり、
定時株主総会の開催が不可能であったにもかかわらず、請求を以て
単に6月11日に開催を拒否したと見做す回答としては問題と判ら
る。もっとも、本件回答では、本件事前質問①に好回答として十分
に答えている。質問②に好回答が寄せられている以上、説明義務は果た
された。仮に株主から追加で、開催可能年月釋について、質問が寄せ

たすけ、読明義語彙及びナリ子か、本間、比類、己の事、情、
奈。

本件回答①にか111法定明義務違反は存11。

(3) 本件因答 5/27/12

本件国答④は、その国答が自任に於、本件事前要聞③に大抵その国
答として不十分と思ふ。しか、上記の通り、説明義務違反が著
しかば、標榜知り得るその情の情報を考慮する。本件に於いて、報酬
支給総額の総額を支給の對象となる役員の数は、90年総会の
招集通知に於いて17日4月5日に東京株式取引所の情報により知りえた
11名。そして、その情報と本件国答④を合致して考えれば、本件要聞
事前要聞③の国答として、十分理解し得るものであった。

以上判、事件因第②条から起訴明義強達反半半16

第 問

2 質問權の侵害(3/4条)

(1) Xは、本件従業員が主として賃労働に就き、また、賃金元金の打ち切りによ、賃労働の侵害が存在し、^新日本労働基準法の法令違反がある主張を

上記の通り、株主の賛同確保は、3/4票の過半数が得られ、

(2) 従業員株主の割合

従業員株主も株主であり以上、他の株主と同様に賛同権を行使し
る。また、この賛同が専ら他の株主の賛同を妨害し、会社に不利
を及ぼす賛同をせしめようとする態様でなされる場合には、会社
による株主の賛同権の侵害と同視できるところから違法と評価される。
このように違法があるかどうかは、従業員株主が総会において賛同

2

第 四 章

を行なった回数、全体における割合、その内容、低学年から、一般株主の
行、た質問の内容等も考慮の上、質問権の趣旨が果たされている
か、その判断をすべきである。

30年総会において、質問(株主は16名である。2015、50%にあたる8名もの従業員株主が質問を行っており、その割合が大きい。他方で、従業員株主の質問にかかった時間は、40分であり、一般株主の質問に50分をかけたことからは、~~一~~一般株主の質問が妨害されて、11とまでは言えない。しかし、従業員株主の質問内容は、決議事項や報告事項と一定程度関係するものであり、他の一般株主の議決権行使の妨げとならないものであった。一方、一般株主の質問内容も、時間の経過に従い、決議事項や報告事項と関連性が低いものもあり、株主総会の目的に関し、事項と評価できるもの(34票に5(票)があるため、質問権の趣旨を適合しないものもある。

以上からすると、質問の割合からすると、従来と株主に對し質問が少

(3) 楚問曰前古切

34条は、株主の賛同権を規定する。もっとも、これは第1の10で述べた
ように、株主全体の利益のための権利であり、個々の株主に個別的に与
えられる権利ではない。また、株主総会は、一定の時間の制約の中に
行われるものである。時間的制約により、全ての賛同に答えることが
できないことから、法は全ての賛同を好む。賛同権を保障し、

3

第 問

その~~賛同~~議事の進行を行う議長(315条1項)により、直時の賛同打ち切りを認めて118と112を。そこで、議長に88賛同の打ち切りが賛同権の侵害または、議事進行権の濫用と112をかどうかは、打ち切りに至るまでの賛同状況、賛同者の態度、言動等から総合的に判断すべきである。

本件にかつ、議長は第X1の質問打せり事にて既に必要の標
主の質問があった。また、上部の通り、殊々に、その質問内容が議決
内容からかけ離れたものとなつた。さうして、X1は、質問を行つた
に準じていたものの、質問が打せられたと数秒程度で手を下し、
特にその後、修正動議を提出するとか、クレームを述べたが、

以上かかると、~~総会全体~~ 賛同を打ち切り、たのほ尊重し、
と113. 賛同中間権の侵害は到。

第2 以上例、決壊方法の法令違反等、Xの主張が認められず、

14
1952

第1 X3は、損害賠償請求の主張に於いて、304条本文、304条2項の権利が侵害されたことを主張す。

1. 28年總會に於て

19 X3は、任期満了の取替役解任の議案が招集通知12第載
であるが、(305条)でYを権限移譲により主張する。

10 (か) 佐野が満了の取締役の解任は、新元を取締役が罷任し
21 たことにより達成可能であり、X3の提案は、事業の発展のために達成され
22 1130

28年冬全1277種新種新利。

4

2 29年総会にて。

29年委員会では、X3は114個もの藻類を採集して、304条にある標
本に認められ、権利の行使も、その権利を濫用（民法149項）に
なり得る。それを行って、行使するのと、行使しないのと、
なり得る。

まず、X3は、29年12月現在、X3のSNSに於いて、株式会社X3の代表取締役として、X3の業務に関する情報を公開している。X3は、29年12月現在、X3のSNSに於いて、株式会社X3の代表取締役として、X3の業務に関する情報を公開している。X3は、29年12月現在、X3のSNSに於いて、株式会社X3の代表取締役として、X3の業務に関する情報を公開している。

また、取り上げられた事柄から、物解性について、過去に
BがX3の意見が採用に至るまでとこれに対するおしきにおきものであり、
これはX3の個人の利益におきものである。それについて取り上げ
ることはこれに違反する。

3 70年全金化2062

17 X3の提審状、30年集案全の分1211に、内容が記載された11左
18 かし、初元の内容が不十分で、30年集案全に裏に該当路名があり、
19 30年X3が提審権を行使せずの場合であった 205

30年系念念記お「17」右、摩法母到。

第2 以下より、X3の権利侵害発生、X3の請求を認め
5元判。

2. 2. 3

第 X4は石に好(下)期(期)に為た4, X4が同社に組

5

2 上投書賠償として、同社の事業であるマナーによる損害賠償請求権
3 が存在することを前提として（取引において生じた債務）、乙社は、
4 同社と連帯して損害賠償責任を負うと主張する（9条）。X4年
5 本件マナー店の営業主権が乙社であると同信し、それにより重
6 大な過失は存在し（「当該会社が一事業を行うものと認識して」）。そ
7 のため、X4年における9条に基づき請求が認められるが、自己の
8 商号を一訴議した、かどうかによることにある。

1. 本件を、下社が同社に商品の使用を認めず、単に直接雇用したとす。

2. (1) 9条は、権利排他法理を定めるものであり、初稿
向からすると、商標の登録が本人と当該会社か他の会社^{の職}
主^に自己が営業して^に登録せしむる状態を放棄してはと認
めらるる場合には、9条を専ら権利用(救済)とせずで排他

15 社は、初めに信頼を築いていながら、当事業社の
16 ことで、その信頼が失われていながら、営業の状況、その場
所、外観等から判断する。

(1) イラスト 277°

18 本件行ストより、Q社がその内容を決意していたものの、乙社が
19 その作成に同意しておき、設置も乙社が行っていた。又その内容は、
20 Q社のマナー違反だった。マナー違反と記載されているのは
21 乙、乙社とは30個の営業者に対し、行方不明なものも含めて22年
22 だった。

② 事件看板

6

確かに本件騒動には、マナーには、地元警備院のスタッフによる
2
との記載があり、る社では別の者を募集してはものとの記載があった
3
1から、その記載は、本件騒動の中で見立つたのではなく、発色のほ
4
で存在が部分で、^{人等}型の系統の中では、見立つた~~た~~にくく1ものには
5
あった。

(G) 店名

さらに、マナー講座の受講料が元金に充てられ、残額は木下木利
樹に一律に行わたる内容が書かれており、これから、マナー講座と
木下木利が8割の事業というとは分かります。おしよ一億のものと見え
ます。

(4) 精陽

マサード店とホテルの施設では仕切り板で区切られていたが、

(8) 設備その他

さらに、従業員の創服こそ豊後守の功、マサニに与ればホテル
の多から使用され、一つの組織として雇われておるとした

2. 以上より、X4がマナービ館の運営から事実上引退したことは、
佐賀県において雇用が良好な状況であった。

第2 よて、 9 條の類推適用があり、 $X4$ の請求は認められず。

7

24 全

第

問

5M
over
↑

確かに本件看板には、マッサーレは、地元聖保院のスタッフによる
との記載があり、同社では別の者を募集してはものとの記載があった
から、その記載は、本件看板の中で見えていたのではなく、黄色のぼ
で背景部分を^{大文字}人型の絵の中では、見えていたとくにものど
あった。

(9) 広告
さらに、マッサーレ店の~~大文字~~脇に元従業員は、募集はホテル
側で一括に行うとの内容が書かれており、この点も、マッサーレ店と
ホテルが別の募集としているとは分るが、おしよ一箇のものと思え
らえた。

(9) 構造
マッサーレ店とホテルの施設とは切り捨て区切られていたが、
構造的に見ると別個のものであった。

(8) 設備その他
さらに、従業員の制服として黒い服のものを、マッサーレ店ではホテル
のタオルが使用され、一つの組織として運営されてはいるた
り。以上より、X4がマッサーレ店の経営者であることが認められ、ほ
ていらくとも仕度や状況にあった。

第2 よて、9条の類推適用があり、X4の請求は認められる。

第

問

② 事件看板

6

5M
over
↑

確かに本件看板には、マッサーレは、地元聖保院のスタッフによる
 との記載があり、同社とは別のものであることが記載された
 1 か、その記載は、本件看板の中で目立つものではなく、青色のほ
 2 で背景が大部分を占める色の系の中では、目立つものではなく、むしろ目立つていないものとい
 3 えた。

(4) 広さ
 さらに、マッサーレ店の~~広さ~~とホテルの~~広さ~~を比較すれば、前者は~~ホテル~~
 側で一階に行くとその内容が書かれており、2.7から、マッサーレ店と
 ホテルの~~広さ~~と~~比較~~しては分るが、^{広さの比較は別として}おしよ一階のものをとる
 5 えた。

(4) 構造
 マッサーレ店とホテルの施設とは仕切り板で区切られていたが、
 構造的に全く別物であることが分かった。

(5) 設備その他
 さらに、従業員の制服は、黒と白の2色で、マッサーレ店ではホテル
 のタオルが使用され、一つの組織として運営されてはいるた
 2. 以上より、X4がマッサーレ店の運営から事実上排除されている
 3 点から見て、その地位が不安定であった。

第2 点で、9条の類推適用があり、X4の請求は認めらる。

第1. 設問1.

1. X1及びX2は、本件決議の効力を争いたいとされている。そこでX1及びX2としては、本件各事前質問の回答に73頁に説明義務取締役Bに説明義務違反(股东会及び下法廷説明)314条があるとして決議の効力が法令に違反し(81条1項1号)にあるとして、本件決議の取消の訴えを提起できると考えられる。

(1) 目録漸次は不特定多数に対し不特定多数の事故等について説明を求められた場合当該事故について必要の説明をすること義務づけられている。

本件Bは、自然療養、およびBは、不特定多数、において、また、定時株主
総会を開催するとの議論かという開催日の妥当性に疑問の余地、さらに、役
員報酬の公平性と個人別支給額等案についての賛否を述べたから、これによ
りて説明義務を負う。ではBは「必要の説明」をしたといえるか。

(2) 回答のし方

本件国[※] X[※]及びY[※]とZ[※]は本件国[※]について平成30年6月17日の同
 月26日までこの間にかんし、定時株主総会の開催が可成りあったにもかかわらず、
 のことについて説明をしないこと等について、必要の説明がなされたと主張す
 ることと考えられ、定時株主総会の決定の監査日程を考慮して決定し
 との回答とあれば、開催日の変更は27日にしたことの一たの説明にはな
 されるし、27日にしたことにより、開催日の決定は取締役会に委ねられ、
 (C)98条1項(1号)から27日にしたことの決定に重た影響に重た影
 響を及ぼすほどの事情が認められ、説明義務として上記説明であれば
 足りると思われ。

上記の2. 回答①は、説明資料違反ではない。

(3) 回答②について

次に、回答②については、連絡ベースで社会福祉委員の千葉県庁の会合等でのやり取りの水準の説明では本来に文書による説明としては不十分であると委員等から言われるなど、千葉県社会福祉部長官の対応が不適切であると、千葉県に

→ 22. 説明義務違反義務違反 314条の趣旨は未だ決定的に最高裁
で確定して防止し未だ決定的に確定してないことにより、314条が求める説明
の程度としては一般的、平均的の水準であり、その程度に説明がなされたか否かを
と判断する。 原告は、被告が説明義務違反を怠ったことを証明し、

これを本半の2月26日と、石巻市に上記の説明を一般市民の理解が
簡単。しかし、本半の東部支会会長の経験者と支会の代表者と2人の代表者
1230年総会の出席者の中に、12月26日とあり、2月26日と説明する。Aから
Aの説明をしたの？それから、これを合戦で金銭と一般市民の理解と
東部支会に説明の程度とありといふ。

1. 证明：回答②(1)73，说明理由并反例。

2. 以上より, X_1 及び X_2 の主張を認めるから,

3. 次に、 X_1 と X_2 とを以て、本件決定案不実行の期間に於ける一方の期待値により、 X の期待値を算出することと「決着の方法が誤り著しく不正なとき」に於ては(8)条1項4号に於けるとし、本件決着の取消の訴えを提起することが考えられ、

⑪. ②. 「交渉方法が著しく不公正な」との責務が問題に上る。

この点81条2項の趣旨は、株主利益の保護にあり、23X1号は「決議が著しく不正な」とは並列して「法令定款違反を取消事由」とし、挙げは、とあるが、決議が著しく不正な」とは法令定款違反と同様扱可

「しかし、決議を放棄するのは欲しくない」として決議の決定に最終的な影響を与えるように方法を検討したいと、~~と~~ないうと解可も。

(2) これを本件に適用すると、質問の所要時間は合計20時間40分であり、実際の質疑応答の時間は合計16時間30分、うち従業員代表8名に文書で与えられた時間が40分、一般株主8名に文書で与えられた時間が50分であるから、与えられた時間としては従業員代表より一般株主のほうが多く見て不公正とはいえない。また、従業員代表8名の質問内容は決議内容と一定程度の関係のある適切なものであり、これにめざ方審判目的とはいえない。さらに、AはXに主張している審判手続と手合下ろし、1審理の場を非決定性意見を示すから、このことから、決議の決定に影響を与えたとの主張とはいえない。

22) 夫レハ「平等ノ公理ニシテ」とシ、セリ。

4. 以上より、 X_1 及び X_2 の主張は認められぬ。

第2.5.2節

1. ~~手帳~~ X31は自分の会社名以上の権利が侵害され精神的苦痛を被る。
 2. ~~民法~~ 不法と主張している。

川上2: X3の主張が「自己の会社に20%の権利」とは、議決権自己提案に議決権の要件を未だに通知も権利(305条)に拘束されず、

②とも、この権利が保障されているとしても、その権利の行使が権利の濫用
 にあたると認められる場合には、権利の保護の必要性は無い。③又、②は、
 甲が乙がその取組行為はこの旨反論している。そこで、28年総会から、30年総
 会にかけては、Xの議案記載請求権の行使が権利濫用にあたると主張され

(2)平成28年総会について

又28年総会に際し、X11、14期が満了する取締役の再任を求め、議案を提
 出せしめられた。それが記載されたものに不正な点も、かつ、甲組にこの
 当時、14期の満了する取締役がいない、新たに取締役を兼任し、議案を提出し
 ており、先にも兼任した取締役の兼任が、もう兼任した取締役と取締役としての
 権限義務を有するといふ36条の規定を引用してゐたのであらう。仮に議案を
 記載してゐたとしても、その必要性は、尙、尙のみに提案したといふ。

イ、上から権利の濫用にあつたため、Xの主張は認められない。

(3) 29年総会について

9. 29年秋分に印刷し、X31は114個の講義を採集し一部削り減ら需集し、そ
 れにX32にも加わらず一部が新採集されたものに較べられたことを主張す。
 石版の削り減の需集に依り、X31はX32よりも削り減られたことと推察の多量
 にあたり得る。しかし、114個のX31の講義は事實上取り上げることが多いほ
 ど多く、また、X31はSNSに「新採集」と採集された個数と一致の記録を
 残すこととを示唆する投稿をX32とから、社員の権利の行使はよく、
 専ら自己記録目的で行ったことを主張された。

1. $\frac{1}{2} \leq \alpha \leq 2$, 積の濃縮に於て $\alpha \times 3$ の塩は認められず。

C4) 30年総会に742

ア. 30年総会に際し、Xの168回の提案を提案し、最終的に1201回に減少した。
その理由が、内容が改定された提案の多くが、記載されたことと異なるため。

石橋に20個の議案を取り上げ、その内11は、Xが提案した。議案の内容は、29年総会において、主として、改選解決の努力の元、1以上の賛成を得られた議案を、再提案禁止の2あり、205条4の適用除外事由に於ける。

イ.レに052 内容を改変し、会社の判断所は妥当であり権利の侵害はない。

2. 以上より、X3の主張は認められず。

第3、設問3.

1. X45121.1 9条の責任に基づき、2名にX451 損害賠償金を請求せよと
が考えられ。

(1) まず、9条の請求権性の問題とすると、9条は「自己の番号を使用し事業又は営業を行ふことと他人にその番号を貸し付けを禁止」と規定している。本件で争われるのは番号の利用を許すかどうか、これにはあたらず、9条の請求権性の問題とはではない。

(2) 27, 29条の類似性適用は可能とす。

4. この点、9条の趣旨は不審料外債に整理でき、虚債の第3条外債に作
 成した本人の帰属性とそれを根拠に第3条の保護にある。また、その上、
 他人への許諾諾許をいふこと、その上、外債に作り出すことは可
 能である。その①外債の存在②外債に作入の帰属性③外債に作入
 信頼保護の必要性がある。第①は9条外債に作るべきである。

[illegible]

この17:20%の9条類型により、X4は2本の電柱に跨る。

(3) $1 \times 1, 2 \times 2, 3 \times 3$ の正方形は認められぬ。

以上

第 一 問

設問 1
1 株主総会が、甲社(会社法第14条17号、以下法という)に
対し、30年総会日、決議の方法が法令に違反しているから、株主決
議の取消を請求する(法第14条1項1号)。
(1) 甲社が、事前質問①、②に對するBの説明が不十分である
Bの自認説明義務違反と主張する(法第14条)。下はBの回答に説明
義務違反しているか問題に對する。
ア 法第14条の趣旨は、株主総会決議の取消を求めた場合に取
締める一般に理解可能な、当該回答に合致する説明義務に
對する。株主の利益保護と保障が目的である。法第14条の株主
総会決議の取消を求めた時の規定に照し、
イ 事前質問①、②は、株主総会開会前(開会)に對する説明義務に
對するものである。法第14条の趣旨に照し、
(2) ア(イ、ロ)は、法第14条(第1号)の主張に認められ
ない。
2 以下に示す甲、乙、丙、丁の回答①、②は、回答が不十分であ
るから、株主決議の取消を請求する方法により、決議の取
消を請求する(法第14条1項1号)。
同条の「著しく不正、又は著しく不当な理由を有する資料が
不足している場合」とは、株主が十分検討出来ず、決議がなされた場合
をいう。
(1) 事件回答①について

第 二 問

設問 2
1 甲社の主幹社員(取締役)は、取締役として「三箇年、
再任可能」とある。甲社は、平成27年4月1日、
再任可能であるため、株主総会が、甲社が、再任可能である
ことを決議した(法第305条2項)。
対し、甲社は、再任可能であることが認められ、明
らかに決議出来た個数、議決権を提出する場合、適用に当た
り、甲社に對し、株主総会の修正が認められ、反論する。
(1) 20年総会について
甲社に對し、株主総会の修正が認められ、反論する。
甲社に對し、株主総会の修正が認められ、反論する。
(2) 20年総会について
甲社に對し、株主総会の修正が認められ、反論する。
(3) 30年総会について
甲社に對し、株主総会の修正が認められ、反論する。

第 一 問

回答 ①は、甲社に、平成27年4月1日、再任可能である
ことを決議した(法第305条2項)。
甲社に對し、株主総会の修正が認められ、反論する。
(1) 事件回答①について
甲社に對し、株主総会の修正が認められ、反論する。
(2) 20年総会について
甲社に對し、株主総会の修正が認められ、反論する。
(3) 30年総会について
甲社に對し、株主総会の修正が認められ、反論する。

第 二 問

1 現行の株主総会決議の個数に對し、甲社は、株主総会の修正が
認められ、反論する。
(1) 事件回答①について
甲社に對し、株主総会の修正が認められ、反論する。
(2) 20年総会について
甲社に對し、株主総会の修正が認められ、反論する。
(3) 30年総会について
甲社に對し、株主総会の修正が認められ、反論する。

(第 四)

（第 問）

3/4

F

第1. 設問1

由 X1, X2は、本件各決議について、取消訴訟(801条)を提起するに必要とされる。

1. まず、30年総会の時点で、X1, X2は株主であった。そして、後述の質問の打ちかけについてX1に反対行為であるが、他の株主に対する取消事由を構えていても、決議取消は、株主等全体の利害であるが、X2も主張する。したがって、X1, 2は共に、第1条1項柱書の「株主等」にある。

そして、同年7月27日の時点では、総会が行われた同年6月27日から1ヵ月しか経過していない。2ヵ月という出訴期間と経過していない。

2. 次に、取消事由としては、同条各号に挙げられる。

(1) 本件各回答が不十分であったとが、決議の方法の瑕疵(同項各号)と認めない。

「総会において、株主が特定の事項について説明を求めた場合においては、当該事項から必要な説明をなす義務を負う」という旨(939条前段本文)。これは、決議に際して、株主が議決権を行使する際にはその事項について理解する必要があるとこの旨、情報を収集するために認められている。したがって、そして、但書には「目的がある事項に関し、その説明をすることにより株主の共同の利益を害する場合には、説明を要しない。」

したがって、同条による説明義務は、議決権行使のため必要な範囲から、他の株主を害しない限りにおいて認められる。

1 ページ

裏面へ

1. 本件では、まず、Xが事前質問を行っている。事前の質問は委員会において、といえるものが問題となすが、~~回答している以上は、同案~~による説明義務を充てる必要がある。

そこで、本件事前質問①は、6月17日に開催できるのではない」という特定の事案に対して説明を求められ、同案のものの他に監査月経等を考慮して回答したと述べている。これについて、6月17日から2日までに可能な範囲にも関わらず説明していない~~こと~~総会開催の場での回答が予定されているのにそれよりも前の日程での開催の可否は「目的」が事案に関しないといえ、議決権行使に必要とはいえない。

次に質問②は、役員報酬の個別開示を~~要求する~~ものであって、回答は②Aのように、個別開示が乏しい理由を答えている。しかし、株主に対しては合かりにくいものであった。もっとも、総額、役員の数は国庫の半時点でも明記されていて、役員報酬の個別開示は、取締役のプライバシーにもかかわるものである以上、総額が明らかであれば、株主は不利なことはないから、不十分とまではいえない。

よって、314条の説明義務違反はない。

(3) 本件Xの質問が一方的にF社にのみなされたこと、~~決議の方法が著しく不公正（82条項1号）~~といえないが、

了この点、株主らは、314条の趣旨により、~~議決権行使のための情報収集権~~として質問をする権利が~~あり~~F社にかけられず、それを妨げ、強行に採決を強けば、著しく公正な決議がなされたといえる。

よって

1. 本件では、従業員が質問し、全体の大半分の時間を

消費に最後に千円が~~い~~いX1の質問は打ち切られて採決なのである。ちなみに、従業員の質問は決議事項と報告事項に関係のあるものであったので、X1の他の質問は後半に至って関連性を失っている。そのような状況下で、総会は実質的な質疑応答時間として1時間30分という十分な時間を選択していたこと、千円切り下げ後、X1は修正動議を~~数回~~数回千円下げを求め、修正動議を提出することになっていたことからすれば、質問への~~即時~~応答が著しく不誠実であると見做し、強行な採決が行われたと認めない。

(したがって、著しい不正と認めない。

3. ようく取捨選択はないが、X1-X2の所見は認められない。

第2. 段階 2

1. X3は、甲社が、株主提案権(304条)という自己の会社法上の権利を、それがあることを知って「故意」に「侵害、毀滅」によって、精神的苦痛という損害をまじえたとして、民法709条に基づき不法行為による損害賠償請求をしている。

2. 甲社は、上記権利たる株主提案権の濫用があるとして、上記を否認している。

(1) 304条の株主提案権は、「親睦の目的である事項」についての議案を提出する権利である(同条本文)。→ したがって、法令・定款違反については3年以内、10分の1以上の賛成を要しなかったものについて、その権利は認められない。

ア(2) 了 20年総会の議案は、20年総会の終結をもって作期が

3 ページ

福了の取締役の解任を求めた議案案がである。これは決議
 案とも、同決議案において、新たな取締役の選任が議案
 として提出されており、役員もいた場合には退任後の取締役
 が権利義務を有する（346条1項）ことはない状況であ
 った。そのような状況下で、上記解任の議案は無意味な
 ものである。29年とすると、「決議案の目的である事項」として
 無関係とはいえないものの、無意味な決議を行っても、
 会社の費用や時間を奪うことになるが、権利濫用（第140条）
 にある。
 イ、29年総会の議案は、114個の決議案を提案している。これはXが
 SNSで、ギョウワシ記録について言及していたことが原因で、
 議決権行使の質問をするというよりは、下た、質問を多く
 することを目的としていたことがうかがえる。
 もっとも、~~削減~~ どのような意図を有していたかはわかりませんが、
 その質問が、「総会の目的である事項」として適切であれば、
 他の株主の利益にもなす以上、権利濫用とはいえない。
 また、また、Xは、~~吉田の新規事業開発に関する調査結果~~
~~を甲社に提供~~（しかし、甲社は、一部一部を記載した）。
 この点について、提出した議案のうち、~~346条1項~~ 権利を棄せた
 いということは、議案案の権利を棄せない。
 もっとも、甲社は、Bの解任に関する議案について、棄せなかった。
 取締役の解任については、「総会の目的である事項」として
 甲社に無関係とはいえない（346条1項）にもあたらない。

4 ページ

科目名	受講クラス	学籍番号	採点

X3が私的に知恵を授けていた事があるが、その解の
 有無については決議により判断されべきである。この議決
 案を通知に棄せられたことは、権利を行使するとは、X3の権
 利として保障される権利を行使したとしない。

又、30年経過後において提出された議案は、29年経過後において議決
 案の議決権の10分の1以上の賛成を得たものとする。
 再提案である。

よって、3年以内の再提案に当たるが、X3の提案権として
 保障されるものではない。

(3) したがって、29年度分についてのみ「権利」の侵害が認められ
 る。これにより、X3の訴えは、29年度分のみ認められる。この
 裁決は、X3の訴えは、29年度分のみ認められる。この裁決は、
 X3の訴えは、29年度分のみ認められる。この裁決は、X3の訴えは、
 29年度分のみ認められる。この裁決は、X3の訴えは、29年度分のみ
 認められる。この裁決は、X3の訴えは、29年度分のみ認められる。

第3. 6. 疑問3.

1. まず、X4が、乙社の使用者責任（民法715条）の主張が成
 り得るか。乙社が経営者Pと乙との間、民法715条（9条）として、同
 法の責任を追及できないか。

2. 次に、自己の商号を他人に使用させたこと（9条）として、同
 法の責任を追及できないか。

(1) 同条の「商号」とは、6条1項の「会社の名称をいう。
 したがって、原則として、会社の名称の使用を「許諾」していな
 ければ同条の適用はない。

もっとも、同条の趣旨は、取引相手の保護にある。そうだと

すると、商号だけでなく、当該会社が「他人の営業経営を
 であると取引の相手方は誤認せざるを得ない」名称の使用や営
 業形態を許諾していた場合には、9条の類型適用がなされる。
 具体的には、その営業の場所、態様、許諾を許諾していたとい
 るのを外観から認識し得る客観的事実に基づいて判断する。
 本件では、まず、乙社は、Pホテル内にある。これにより、P
 ホテルを営業していた。その直後は、乙社の営業の内容の外に、地
 元整休院のスタッフによりと明記されていた。しかし、その記載
 は、小さな文字であり、全体の範囲のごく一部を占めていた。ま
 た、これにより、乙社の営業が客に誤認を招いたとしても、地元
 整休院のスタッフ、乙社Pとの関係性は不明であり、直接
 乙社の整休院と乙社に使用。この字があるだけで、P
 が営業しているのではないと判断するのは困難といえる。

また、乙社は、Pホテルでのスポーツ整体、Pをうたい、ホ
 テルと整体が紐づけられていることを強調している。そして、宿
 泊料金と精算が一括払い可能であったこと、Pには、Pホテル
 整体の営業が一体となっていたとの外観を基礎がけする事柄が
 あるといえる。この情報は、Pと異なり、Pにより強調された
 こと。従業員の服について、ホテルとPの店は異なるものであ
 るものの、ホテルマンとマッサージの施術は、動きや役割が大
 きく異なり、判断が異なることは直ちに営業の主体が異なること
 を推定させる事情とならない。他方、マッサージ店でホテルの
 タオルが使用されていることは、ホテルとマッサージ店の境

※解答は左ページから書き始めてください。